

こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究」

成果報告会資料


11_昭島市 | こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

2024年3月

実証の背景・目的

*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
 *保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
 *分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にあることを把握するための判定アルゴリズム等を作成する者
 *活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやアッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

▼自治体の概要

自治体名	昭島市（東京都）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	114,447人 (2023年9月時点)		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局名	子ども家庭部 子ども家庭支援センター		(庁内) ・子ども家庭支援センター	(庁内) ・市民課/生活福祉課/障害福祉課/健康課/子ども子育て支援課/子ども育成課/ 教育総務課/介護福祉課 (庁外) ・学校	(庁外) ・半熟仮想、アイネス	(庁内) ・子ども家庭支援センター

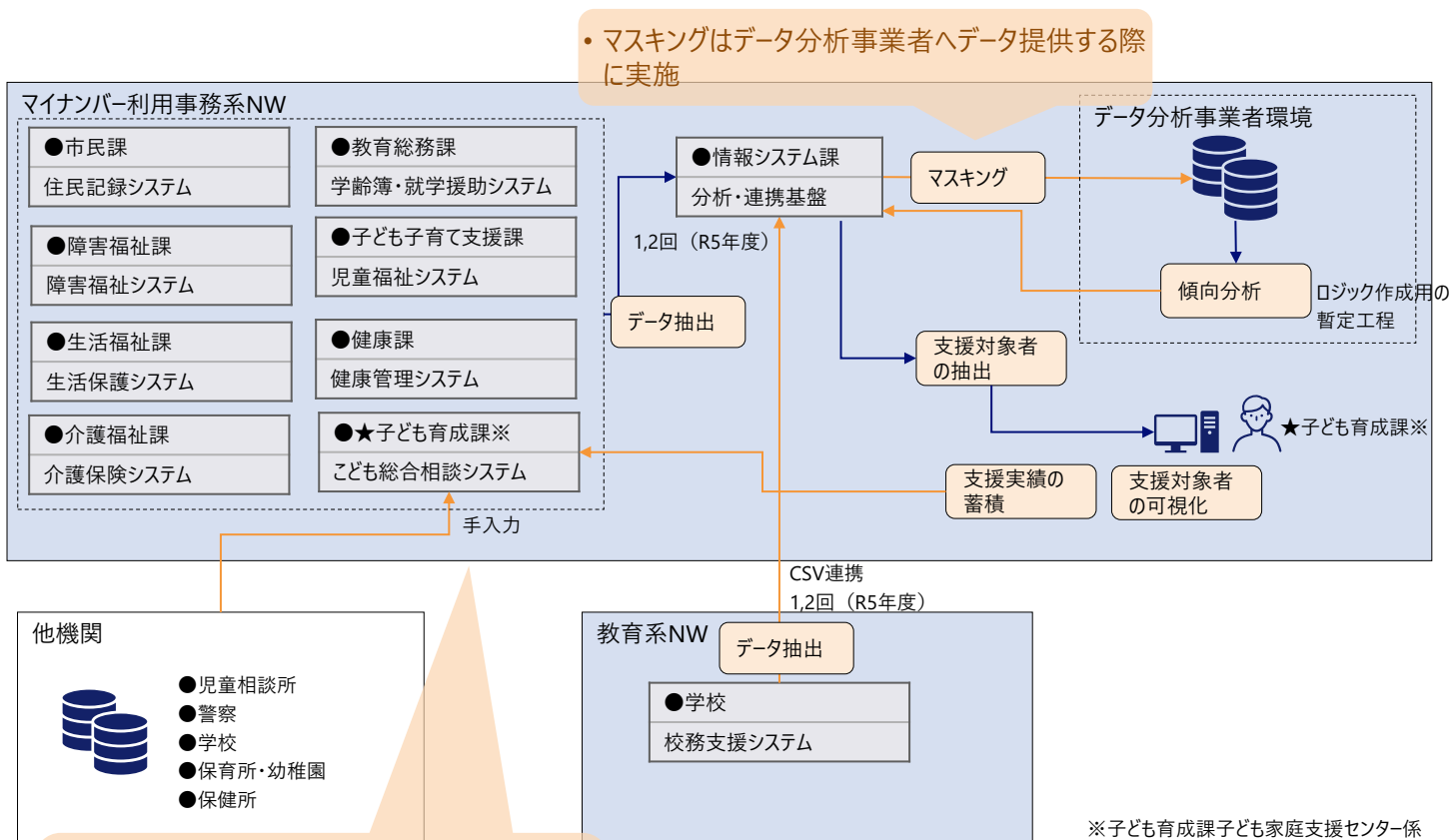
▼本事業の実施概要

背景、目的	<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度子どもデータ連携実証事業に参画。子ども総合相談システムを構築し、ヤングケアラーの可能性のある子どもの抽出、アセスメントを行った。しかし、システムの構築に時間を要したため、アセスメントの時間を確保することができず、十分な検証結果を得られなかった。 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業をブラッシュアップしヤングケアラーの抽出精度を高めるとともに、新たな支援対策を構築すること。併せて、貧困、虐待、不登校等の抽出にも対象範囲を広げることで、困難を抱えている子どもを支援することができる体制を確立すること。
困難の類型	①ヤングケアラー ②身体的虐待
本年度の実施成果	<ul style="list-style-type: none"> ①ヤングケアラーに関するリスク判定の更新および支援の実施、②身体的虐待に関するリスク判定の構築および支援の実施を推進した。 ①については、昨年度の判定項目に新たに3項目（①幼稚園の通園情報、②家族が自立支援医療を受給しているかどうか、③兄弟が特別支援学級に在籍しているかどうか）を追加し、リスク判定を更新した。高リスクの児童を8割、低リスクの児童を2割の割合で抽出し、人によるアセスメントを行うことによって、スコアの妥当性を検証した。 ②については、自治体のデータをもとに決定木分析を実施し、判定ルールを構築した。身体的虐待については正解データが多く、ヤングケアラーに比べるとスコアの妥当性は高いと考えられるため、高リスク優先でアプローチを実施した。 職員の業務効率化のため、世帯の状況、支援中の児童の状態推移（評価：良い・普通・悪い）が可視化できるシステムを構築した。今後は、会議で画面投影し、支援検討の参考に活用していく方針となる。一方で状態推移の評価入力に関しては、評価における統一基準が無いため市職員の個人差が発生した。可視化システムの継続利用に向けて、統一基準を議論しデータを蓄積する必要性がある。 データ活用に関しては、個人情報保護の法律のハードルがあり、今後、国レベルで法整備の必要性を継続的に議論する必要性が確認された。

こどもデータ連携の仕組みの構築

- 昨年度構築した「こども総合相談システム」の機能追加と昨年のヤングケアラーのリスク対象者抽出ツールの改善及び身体的虐待のリスク対象者抽出ツールの開発を行った。こども総合相談システムの機能追加では、昨年度に引き続きExcelや紙ベースの台帳で管理していた会議、支援計画、支援記録の機能を追加開発した。
- 福祉システムおよびこども総合相談システムのデータを連携し相談者の情報を可視化する仕組みを構築した。対象児童の状態変化を捉えるために、経過記録入力画面に評価（良い、普通、悪い）の管理項目を追加した

本年度実証に係るシステム構成



- ・マイナンバー利用事務系ネットワークにてシステム（こども総合相談システム）を構築
- ・他機関からのデータを手入力し、分析・連携基盤へデータをシステム連携する。

こどもデータ連携の仕組みの構築

- ヤングケアラーについては、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」を参考に、ヤングケアラーの特徴を44項目抽出した。昨年度は44項目中9項目がアセスメント項目として利用可能だったため、それらの項目を用いてリスク判定を行った。
- 今年度は新たに3つの項目（幼稚園の通園情報（本人）/家族の自立支援医療の受給有無/兄弟の特別支援学級の在籍情報）が利用可能となったため合計12項目でスコアリングを行うこととした。
- 身体的虐待については、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（データ項目に係る調査研究）」を参考とし、アセスメント項目として挙げられているもののうち、昭島市で保有しているものを使用することとした。
- 上記の項目を元に決定木分析を行い、判定ルールを策定した。

判定基準に用いたデータ項目（ヤングケアラー）

No	判定基準に用いたデータ項目
1	自立支援医療を申請したことがある
2	同世帯に75歳以上の人がいる
3	同世帯に要介護者がいる
4	同世帯に障がいを持つ人がある
5	同世帯に外国籍の人がある
6	未就学児が2人以上いる
7	世帯が生活保護を受けている
8	世帯が児童扶養手当を受給している
9	世帯が就学援助を受給している
10	幼稚園/保育園に通園していない
11	同世帯に自立支援医療を申請したことがある人がある
12	同世帯に特別支援学級に在籍している子がある

※太字は今年度新たに利用

決定木に使用された項目

No	決定木に使用された項目
1	出生時状況
2	1歳6か月健診
3	3歳健診
4	精神通院医療情報

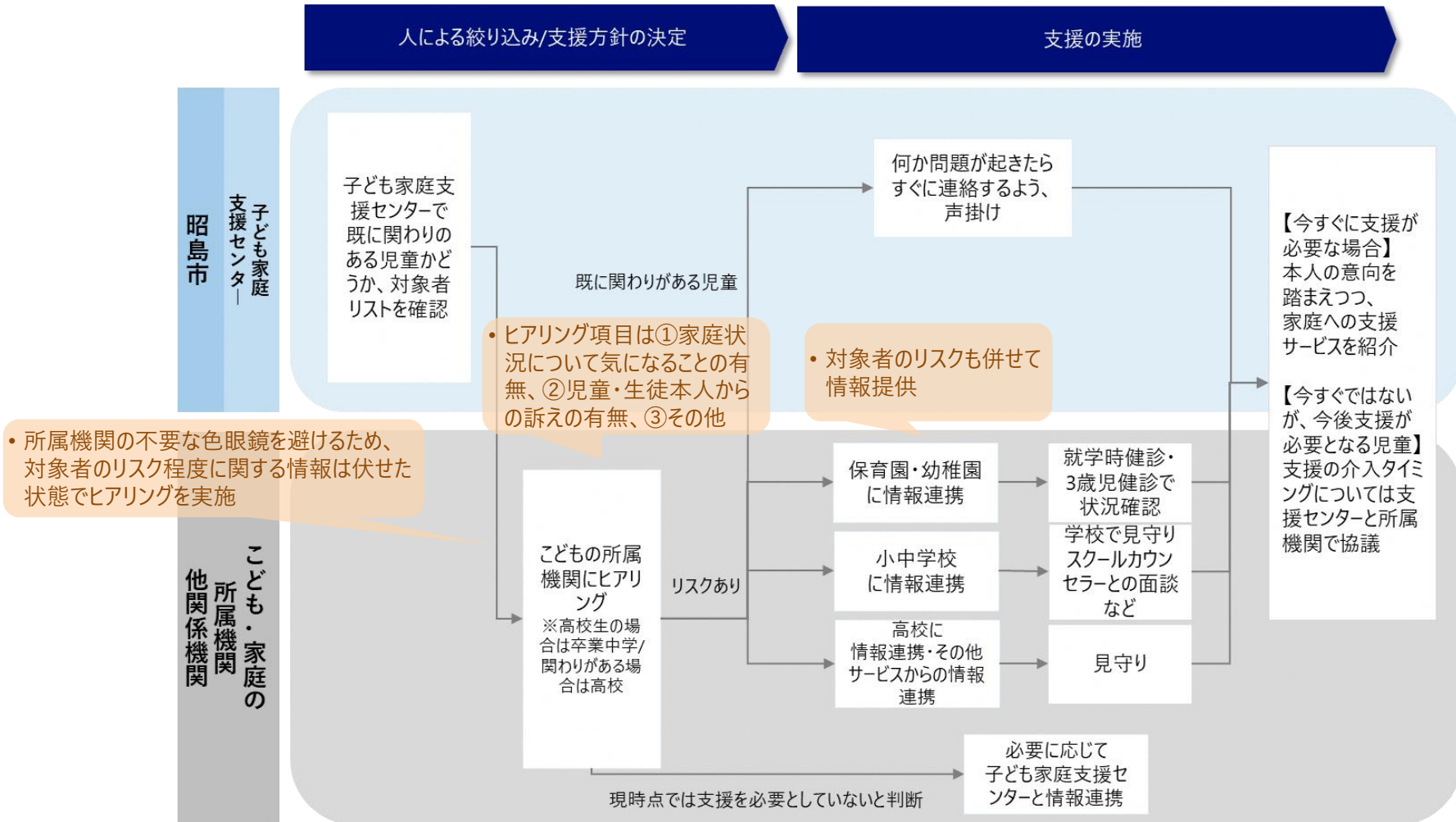
判定ルール（身体的虐待）

セグメント	初期	分岐1	分岐2	分岐3
1	2017~2022年時点で15歳以下の児童			
2	3歳児健診で体重が15以上			
3	学年齢が10歳以上			
4	自立精神通院情報に児童本人が記録されている			
5	それ以外			
6	それ以外			
7	1,6歳児健診で「育児に対する協力=0」			
8	それ以外			
9	それ以外			
10	出生時の頭囲が36以上			
11	それ以外			
12	1,6歳児健診で母親の1日喫煙本数が2以上			
13	それ以外			

支援につなぐ取組（ヤングケアラー）

- 市内小中学校定例校長会において各学校長に対し本事業について説明し、調査協力を依頼。
- 当初、子ども家庭支援センターの担当二人で各校を回り聞き取りを行う予定であったが、書面によるヒアリングシートの回答依頼に変更した。末尾に様式を添付。
- 抽出した児童に対しては、今すぐに支援が必要かどうかを見極める必要があるため、所属機関と連携しつつ丁寧に対応していくことが求められる。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー



ヤングケアラーの判定結果（関連性のあるデータ項目、絞り込みの変遷）

- 判定基準に用いたデータ項目に多く当てはまるほど、高リスク（ヤングケアラーに該当する可能性が高い）とした。

- 分析対象者18,447人に対して、判定ルールの該当数を付与し、調査対象の学校に在籍する児童に絞り込んで11,743人となった。
- 高スコア:低スコアを80:20で合計100人を抽出し、うち「未就学児」「関わりない都立高校生」「市外の子ども」「貧困に該当しない」を除外し19校で合計38名を対象者リストとして学校への調査を依頼した。
- 絞り込みの結果、100名中8名が該当すると判定された。

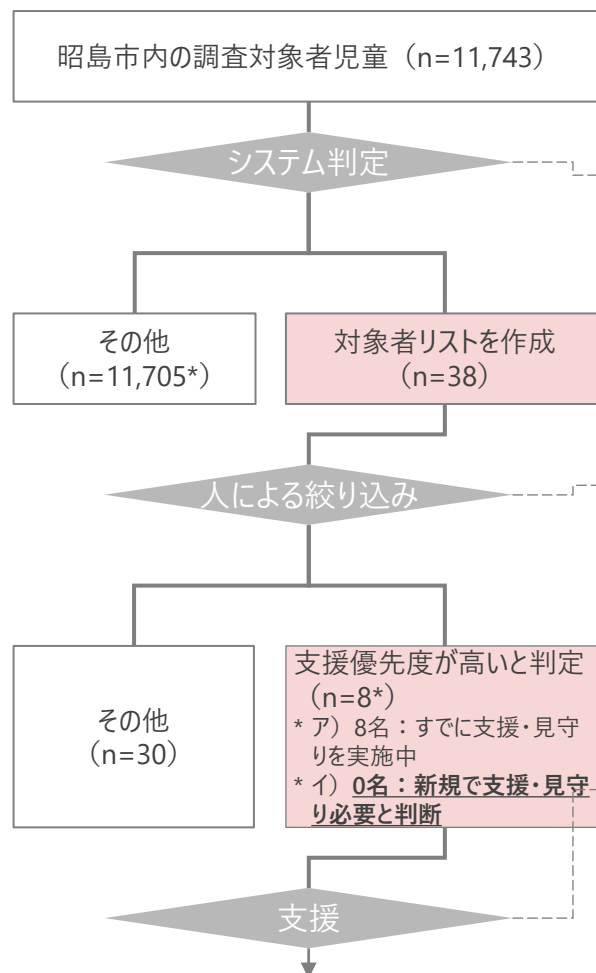
困難の類型（ヤングケアラー）と関連性のあるデータ項目の分析結果 絞り込みの変遷

抽出群

対照群

- 抽出群
 - ・ 「システム判定でリスク高」且つ「学校での確認で支援優先度高と判断」
 - ・ 既存の支援・見守りの対象
- 対照群
 - ・ システム判定において、リスクが低いと判断された対象者

No	判定基準に用いたデータ項目
1	自立支援医療を申請したことがある
2	同世帯に75歳以上の人がいる
3	同世帯に要介護者がいる
4	同世帯に障がいを持つ人がある
5	同世帯に外国籍の人がある
6	未就学児が2人以上いる
7	世帯が生活保護を受けている
8	世帯が児童扶養手当を受給している
9	世帯が就学援助を受給している
10	幼稚園/保育園に通園していない
11	同世帯に自立支援医療を申請したことがある人がある
12	同世帯に特別支援学級に在籍している子がある



システム判定の考え方

- ✓ 高スコア:低スコアを80:20で合計100人を抽出。「未就学児」「関わりない都立高校生」「市外の子ども」「貧困に該当しない」を除外し19校で合計38名について絞り込みを実施。
- ✓ 抽出の際に同スコアが多数存在する場合は乱数を付与した上でその値が大きいものを優先して抽出することで人数を調整

人による絞り込みの考え方

- ✓ 「家庭状況について気になること有無」「児童生徒本人からの訴え有無」「その他記入欄」の3項目について学校に調査を依頼
- ✓ 学校から戻った結果をリスクスコアと学校認識とのずれが無いが確認。

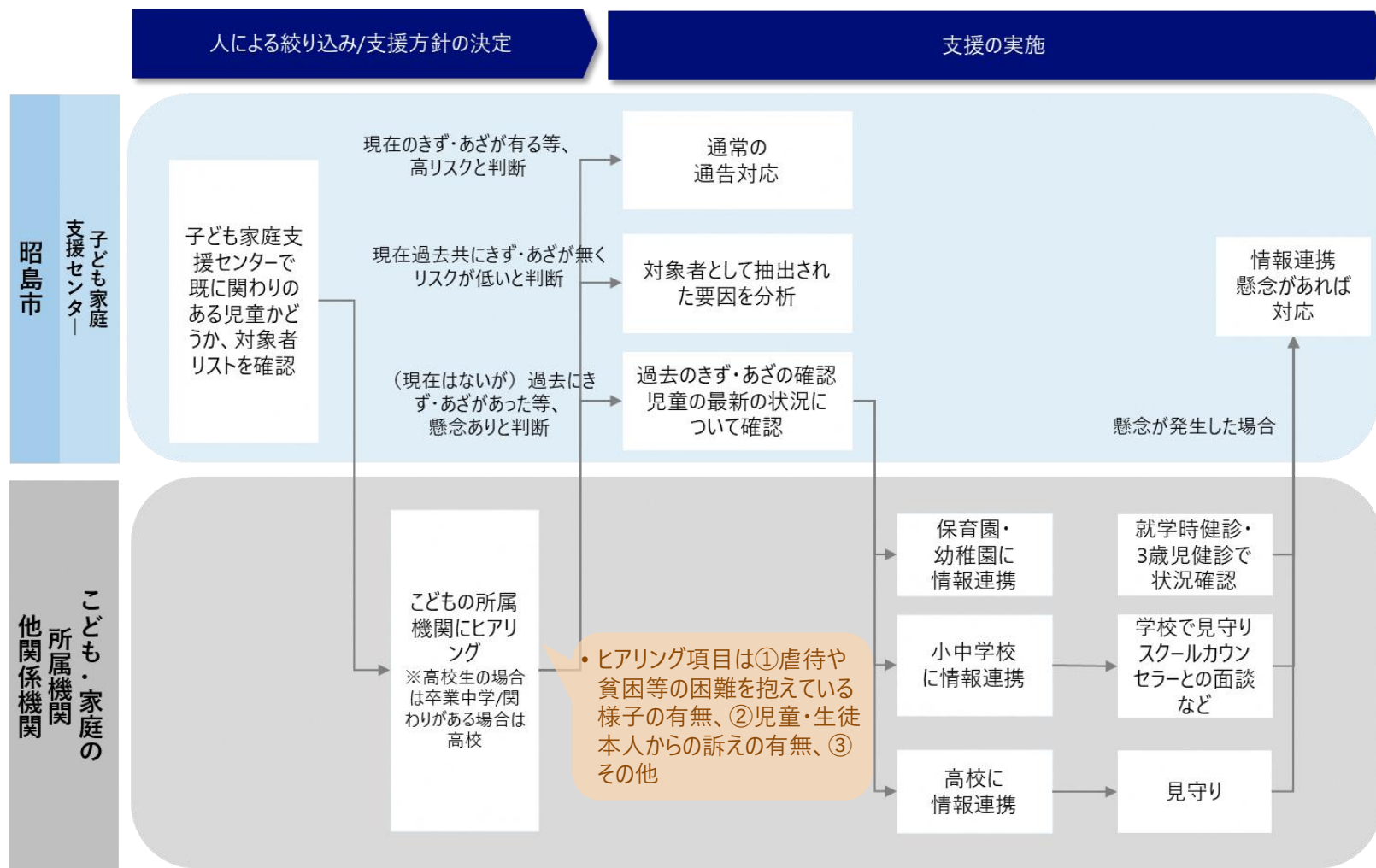
本実証において実施した対応例

- ✓ 本実証では、所属機関への状況確認、支援優先度が高い児童へのアプローチの検討といった対応を実施。
- ✓ 結果として、支援優先度が高い児童の一部に、困った際の対応方法を伝えることができた。

支援につなぐ取組（身体的虐待）

- 市内小中学校定例校長会において各学校長に対し本事業について説明し、調査協力を依頼。
- 当初、子ども家庭支援センターの担当二人で各校を回り聞き取りを行う予定であったが、書面によるヒアリングシートの回答依頼に変更した。末尾に様式を添付。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー



身体的虐待の判定結果（関連性のあるデータ項目、絞り込みの変遷）

- 「決定木で付与したスコアが高いほど、高リスク（虐待を受けている確率が高い）とした。

- 分析対象者25506人（2023年時点で学齢が15歳以下）に対して決定木分析によるスコアを付与した。過去に虐待を受けた履歴のある58人を除外し、高スコアから優先して100人を抽出した。
- 「未就学児」「関わりない都立高校生」「市外の子ども」を除外し19校で合計40名を対象者リストとして学校への調査を行った。なお、未就学児は身体的虐待の緊急度が高く早期介入が求められるため、次年度以降は未就学児も含めて検証していく予定である。
- 絞り込みの結果、100名中4名が該当すると判定された。

困難の類型（身体的虐待）と関連性のあるデータ項目の分析結果 絞り込みの変遷

抽出群

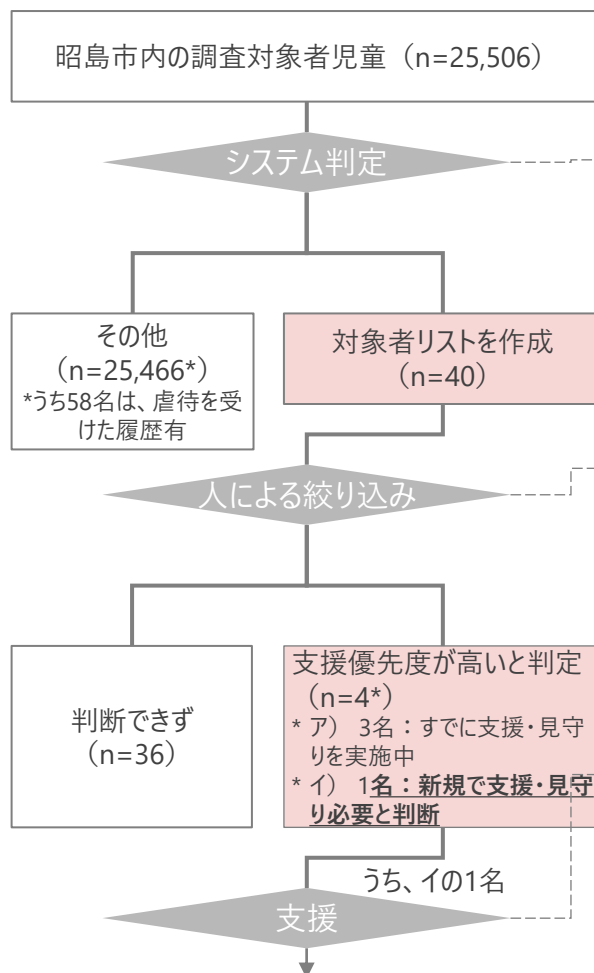
- ・ 「システム判定でリスク高」且つ「学校での確認で支援優先度高と判断」
- ・ 既存の支援・見守りの対象

対照群

- ・ システム判定において、リスクが低いと判断された対象者

判定ルール（決定木分析）

セグメント	初期	分岐1	分岐2	分岐3
1	2017~2022年時点で15歳以下の児童			
2	3歳児健診で体重が15以上			
3	学年齢が10歳以上			
4	自立精神通院情報に児童本人が記録されている			
5	それ以外			
6	それ以外			
7	1.6歳児健診で「育児に対する協力=0」			
8	それ以外			
9	それ以外			
10	出生時の頭囲が36以上			
11	それ以外			
12	1.6歳児健診で母親の1日喫煙本数が2以上			
13	それ以外			



システム判定の考え方

- ✓ 高スコアから優先して100人を抽出。「未就学児」「関わりない都立高校生」「市外の子ども」「貧困に該当しない」を除外し19校で合計40名について絞り込みを実施。
- ✓ 抽出の際に同スコアが多数存在する場合は乱数を付与した上でその値が大きいものを優先して抽出することで人数を調整

人による絞り込みの考え方

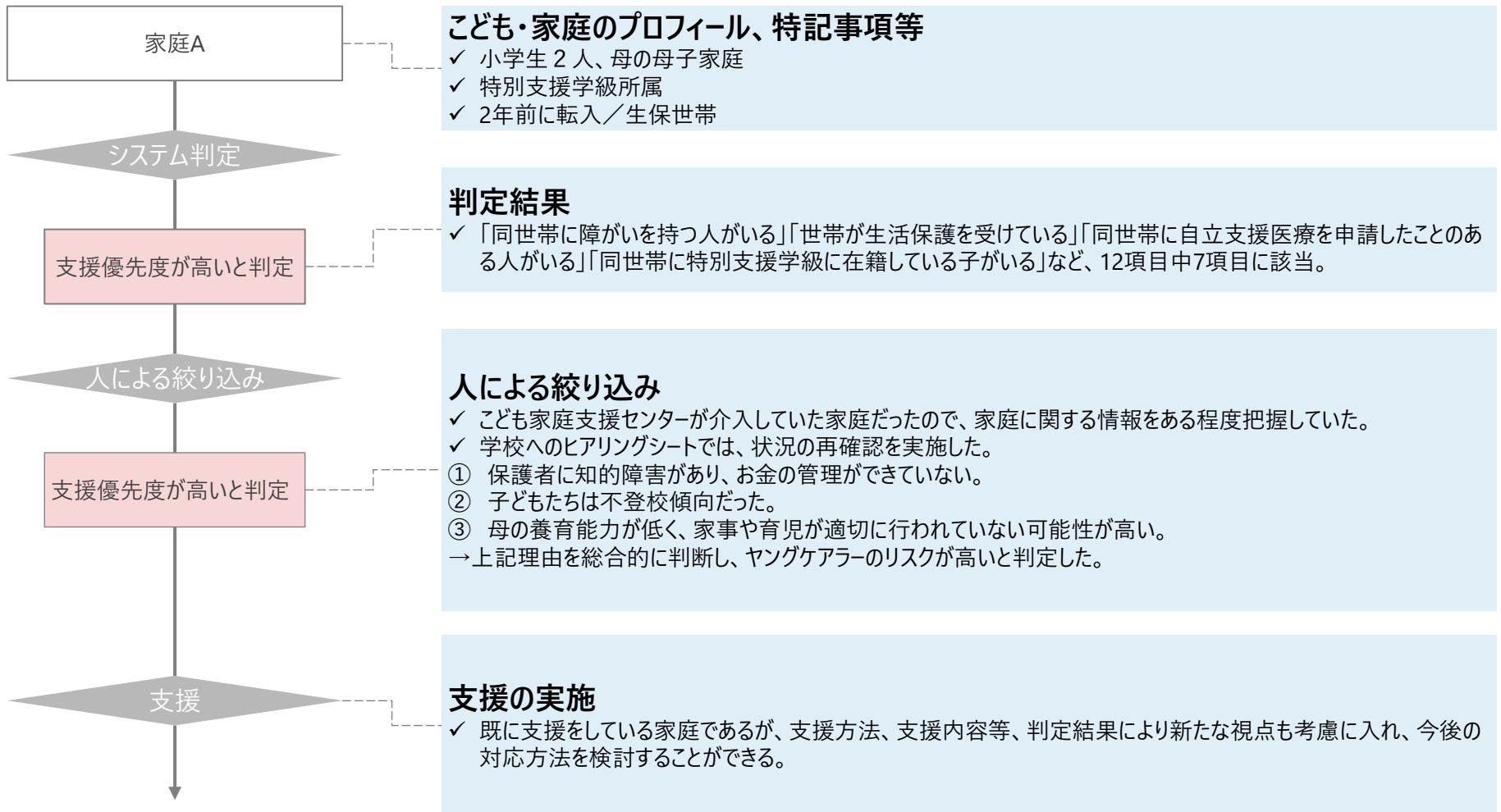
- ✓ 「虐待や貧困等の困難を抱えている様子が有無」「児童生徒本人からの訴え有無」「その他記入欄」の3項目について学校に調査を依頼
- ✓ 学校から戻った結果をリスクスコアと学校認識とのずれが無いが確認。

本実証において実施した対応例

- ✓ 本実証では、データ検証中の9月に父からの暴力が発覚、学校と連携し虐待対応をとる、その後、見守りを継続中。

支援につないだ具体的な事例（ヤングケアラー）

支援につないだ具体的な事例



考察・まとめ

(1) リスク判定・可視化ツールを利用し、データを有効活用した支援に繋げていく

- データの蓄積、可視化ツールを使用した会議の実施、活用方針の改善を次年度以降も継続して実施することで、データを有効活用した適切な支援につなげていく。可視化ツールについては、経験年数の短い職員に不足するノウハウを補うものになっていると感じている。
- ヤングケアラーは昨年と比較すると、検出率が3.7倍^{*}となり、判定基準の精度が上がった。継続して取り組むことの重要性を感じた。
- データを活用したリスク判定で、既に自治体が支援している児童が抽出されることにより、今までの支援が正しかったと裏付けされるように感じている。
※昨年度6.3%→今年度22.9%

(2) 個人情報保護法に配慮しつつ、困難を抱えている子どもへの支援が必要と思料。

- 今年度は個人情報保護に関する内部整理（ガイドラインの制定）を実施した。臨時的な扱いでは活用方法に限度があり、様々な側面での検討が必要となる。
- 自治体にとっては要綱の制定などの対応は負荷が高い。データを活用して困難のある子どもを救う、ということに強い関心がある自治体であればガイドラインの作成が可能だが、そうではない自治体にとっては難しいのではないかと。
- 今年度検討された子どもデータ連携ガイドライン（素案）は昨年度版よりも整理されており、注意すべき点はわかりやすくなっているが、依然として新たに取り組む自治体にとってはハードルが高いのではないかと。

(3) ヤングケアラーへの支援のタイミングには留意が必要

- ヤングケアラー本人は家族の世話をすることが当たり前の意識をもっていることが多く、本人が大人を信用していない可能性も高いため、ヤングケアラーの可能性を把握してから即支援することが正しいとは限らない点に留意が必要である。
- なるべく早期の段階から、本人の意向を大切にしながら、相談を受けられるような関係を構築し、家庭へのサービスを紹介するようになる必要がある。

(4) その他

- 情報交換会等の取り組みで、子どもへの支援について熱い思いを持っている全国の自治体と連携できた点はよかった。

参考

■ 人による絞り込みで用いた学校へのヒアリングシート書式

所属名【 小学校 】

名前	学年	①家庭状況について気になること	②児童・生徒本人からの訴え	③その他（自由記入）
		有・無 具体的な内容 〔 〕	有・無 具体的な内容 〔 〕	

名前	学年	①虐待や貧困等の困難を抱えている様子があるか	②児童・生徒本人からの訴え	③その他（自由記入）
		有・無 具体的な内容 〔 〕	有・無 具体的な内容 〔 〕	